

J A S 制度関係資料

[J A S 制度を巡る状況]

1	J A S 制度の仕組み		2
2	J A S 規格及び品質表示基準一覧		6
3	適正な食品表示を実現するための取り組み		8
	・ プレスリリース（表示実施状況調査等）		1 5
	・ 食品 1 1 0 番の実績		2 6
	・ 食品表示ウォッチャー		2 7
4	食品の表示に関する共同会議		2 9
5	J A S 制度のあり方検討会		3 3

1 JAS制度の仕組み

JAS制度は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)に基づき、

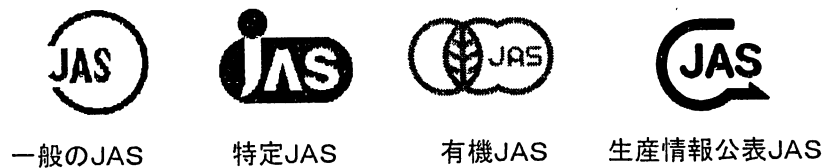
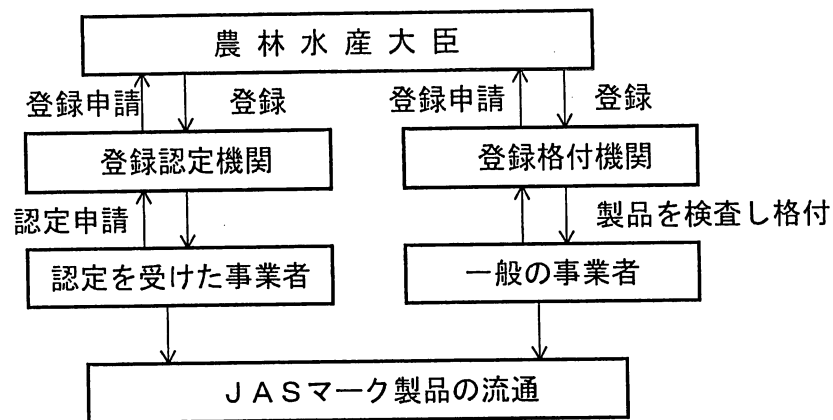
(1) 「JAS規格制度」

- ・ 日本農林規格(JAS規格)による検査に合格した製品にJASマークを貼付することを認める(任意の制度)

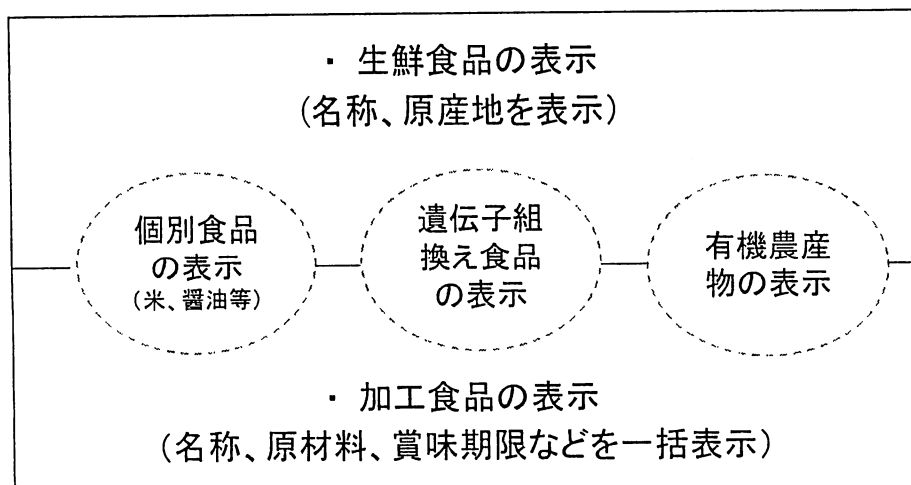
(2) 「品質表示基準制度」

- ・ 一般消費者の選択に資するために食品表示を義務付けるにより構成されている。

JAS規格の仕組み(主要な流れ)



JAS法による食品表示のしくみ



JAS規格の見直しの流れ

1-1. 各品目の利用実態調査、品質実態調査
((独) 農林水産消費技術センター)

1-2. 業界案作成
(業界)



2. 実態調査を踏まえ、業界案の調整
((独) 農林水産消費技術センター)



3. 消費者説明会にて、業界案説明、意見聴取
((独) 農林水産消費技術センター主催)



4. 消費者の意見を踏まえ、調整案作成
((独) 農林水産消費技術センター)



5. 調整案をもとに、業界、実需者及び消費者の意見交換会
((独) 農林水産消費技術センター主催)



6. J A S 調査会 (部会)



7. パブリックコメント、WTO 通報



8. J A S 調査会 (総会)

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)

(日本農林規格の制定)

第七条 農林水産大臣は、第一条に規定する目的を達成するため必要があると認めるときは、農林物資の種類を指定して、これについての規格を制定する。

- 2 前項の規格は、当該規格に係る農林物資の品質、生産、取引、使用又は消費の現況及び将来の見通し並びに国際的な規格の動向を考慮するとともに、実質的に利害関係を有する者の意向を反映するように、かつ、その適用に当たつて同様な条件の下にある者に対して不公正に差別を付することがないように制定しなければならない。

(略)

- 5 農林水産大臣は、第一項の規定により規格を制定しようとするときは、あらかじめ審議会等(国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるもの(以下「審議会」という。)の議決を経なければならない。

(製造業者等が守るべき表示の基準)

第十九条の八 農林水産大臣は、飲食料品の品質に関する表示の適正化を図り一般消費者の選択に資するため、農林物資のうち飲食料品(生産の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められるものを除く。)の品質に関する表示について、農林水産省令で定める区分ごとに、次に掲げる事項のうち必要な事項につき、その製造業者又は販売業者が守るべき基準を定めなければならない。

- 一 名称、原料又は材料、保存の方法、原産地その他表示すべき事項
- 二 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して製造業者又は販売業者が遵守すべき事項

(略)

- 5 農林水産大臣は、第一項から第三項までの規定により品質に関する表示の基準を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かななければならない。

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令(昭和26年政令第291号)

(審議会等で政令で定めるもの)

第二条 法第七条第五項の審議会等で政令で定めるものは、農林物資規格調査会とする。

2 J A S 規格及び品質表示基準一覧

平成 1 7 年 2 月 3 日現在

○ J A S 規格 7 6 品目 2 4 2 規格

- ・ 飲食料品 (5 5 品目 2 0 6 規格)
- ・ 林産物 (1 9 3 4)
- ・ 農産物 (2 2)

○ 品質表示基準 6 0 基準

- ・ 加工食品品質表示基準 (1 基準)
- ・ " 個別品質表示基準 (5 5)
- ・ 生鮮食品品質表示基準 (1)
- ・ " 個別品質表示基準 (2)
- ・ 遺伝子組換えに関する基準 (1)

食品 (55品目) 1 即席めん類 2 生タイプ即席めん 3 乾めん類 4 マカロニ類 5 植物性たん白及び調味植物性たん白 6 しょうゆ 7 ウスターソース類 8 風味調味料 9 ドレッシング 10 醸造酢 11 トマト加工品 12 にんじんジュース及びにんじんミックスジュース 13 乾燥スープ 14 マーガリン類 15 ショートニング 16 精製ラード 17 食用精製加工油脂 18 食用植物油脂 19 ぶどう糖 20 異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖 21 ジャム類 22 果実飲料 23 炭酸飲料 24 豆乳類 25 農産物缶詰及び農産物瓶詰 26 畜産物缶詰及び畜産物瓶詰 27 調理食品缶詰及び調理食品瓶詰 28 水産物缶詰及び水産物瓶詰 29 鯨野菜煮かん詰 30 まぐろ野菜煮かん詰及びかつお野菜煮かん詰 31 水産物野菜煮缶詰及び水産物調理缶詰 32 特種かん詰 33 調理冷凍食品 34 農産物漬物 35 ハム類 36 プレスハム 37 ソーセージ 38 混合ソーセージ 39 ベーコン類 40 ハンバーガーパティ 41 チルドハンバーグステーキ 42 チルドミートボール	43 削りぶし 44 風味かまぼこ 45 特殊包装かまぼこ類 46 煮干魚類及び煮干魚類粉末 47 熟成ハム類 48 熟成ソーセージ類 49 熟成ベーコン類 50 地鶏肉 51 手延べ干しめん 52 有機農産物 53 有機農産物加工食品 54 生産情報公表牛肉 55 生産情報公表豚肉 林産物 (19品目) 1 素材 2 針葉樹の造作用製材 3 針葉樹の下地用製材 4 広葉樹製材 5 針葉樹の構造用製材 6 集成材 7 構造用集成材 8 枠組壁工法構造用製材 9 機械による曲げ応力等級区分を行う枠組壁工法構造用製材 10 枠組壁工法構造用たて継ぎ材 11 単板積層材 12 構造用単板積層材 13 構造用パネル 14 押角 15 耳付き材 16 電柱用素材 17 まくら木 18 合板 19 フローリング 農産物 (2品目) 1 畳表 2 生糸
--	---

品質表示基準一覧表（60基準）

平成17年2月3日現在

基 準	左基準に対応する JAS規格数	基 準	左基準に対応する JAS規格数
1 加工食品品質表示基準	0	31 マカロニ類	1
<加工食品種類別品質表示基準>		32 凍 豆 腐	0
1 ハ ム 類	3	33 み そ	0
2 プ レ ス ハ ム	1	34 し ょ う ゆ	5
3 混 合 プ レ ス ハ ム	0	35 ウ ス タ ー ソ ー ス 類	2
4 ソ ー セ ー ジ	6	36 ドレッシング [※] 及びドレッシングタイプ [※] 調味料	4
5 混 合 ソ ー セ ー ジ	1	37 食 酢	1
6 ベ ー コ ン 類	2	38 風 味 調 味 料	1
7 畜産物缶詰及び畜産物瓶詰	4	39 め ん 類 等 用 つ ゆ	0
8 チルドハンバーグステーキ	1	40 乾 燥 ス ー プ	3
9 チルドミートボール	1	41 調 理 冷 凍 食 品	12
10 ア イ ス ク リ ー ム	0	42 チ ル ド ギ ょ う ざ 類	0
11 煮干魚類及び煮干魚類粉末	2	43 調理食品缶詰及び調理食品瓶詰	4
12 特殊包装かまぼこ類	4	44 レトルトパウチ食品	0
13 風 味 か ま ぼ こ	1	45 炭 酸 飲 料	1
14 魚肉ハム及び魚肉ソーセージ	0	46 果 実 飲 料	13
15 削 り ぶ し	3	47 豆乳、調製豆乳及び豆乳飲料	3
16 う に 加 工 品	0	48 精 製 ラ ー ド	2
17 う に あ え も の	0	49 食 用 植 物 油 脂	18
18 乾 燥 わ か め	0	50 シ ョ ー ト ニ ン グ	1
19 塩 蔵 わ か め	0	51 マ ー ガ リ ン 類	2
20 にんじんジュース及びにんじんミックスジュース	2	52 農産物缶詰及び農産物瓶詰	16
21 ト マ ト 加 工 品	7	53 パ ン 類	0
22 農 産 物 漬 物	20	54 う な ぎ 加 工 品	0
23 乾 し い た け	0	55 野 菜 冷 凍 食 品	0
24 乾 燥 マ ッ シ ュ ポ テ ト	0	1 生鮮食品品質表示基準	0
25 ジ ャ ム 類	1	<生鮮食品種類別品質表示基準>	
26 さくらんぼ砂糖漬け	0	1 玄 米 及 び 精 米	0
27 果 糖	0	2 水 産 物	0
28 乾 め ん 類	2	1 遺伝子組換えに関する表示に係る農林水産大臣 の定める基準	0
29 即 席 め ん 類	3		
30 生タイプ即席めん	1		
		基 準 合 計 60	154

3 適正な食品表示を実現するための取り組み

1. JAS法改正（平成14年7月4日施行）

(1) 公表の迅速化

指示及び命令を行った場合は原則公表。

(2) 罰則の大幅な強化

改正前 個人・法人とも50万円以下の罰金



改正後 個人：100万円以下の罰金又は1年以下の懲役
法人：1億円以下の罰金

2. 地方農政局・地方農政事務所等の職員による監視・指導

- (1) 地方農政局及びその下部機関として各県に設置された地方農政事務所に、食品表示の監視及び指導を専門的に担当する表示・規格課を設置し、食品全般の表示の監視業務に専従する職員を配置（約2,000名）。これらの職員が、日常的に小売店舗等を巡回し、表示について監視・指導。

また、社会的なニーズを踏まえて選定した特定の品目を対象（年4回予定）に、その表示の根拠を含めて徹底的な監視・指導。

(2) 調査の実施

ア. 平成16年度生鮮食品の表示実施状況調査

生鮮食品の店舗（小売店舗35,000店、中間流通業者3,200店を予定）における名称、原産地等の品質表示の状況を調査し、品質表示の実施状況が不十分な店舗又は原産地等の表示が不適正な店舗に対し指導、啓発を行うことにより、生鮮食品の品質表示の適正化を図る。

また、地方農政事務所において毎月、地域における流通・販売実態を考慮して青果、水産、畜産毎に品目を指定して原産地の根拠を仕入れ伝票等で確認することにより、表示の真正性の確認を行う。

イ. 特別調査

5月から「養殖」表示に関する生鮮魚介類の表示特別調査を実施。7月からは「無農薬」等農薬・化学肥料に係る農産物の表示特別調査、9月からは「16年産銘柄米」の特別調査、12月からは「そば（加工品）」の表示に関する特別調査をそれぞれ全国で3,000店程度の小売店舗等を対象に実施中。

ウ. 有機農産物の認定生産行程管理者調査

全国の有機農産物の認定生産行程管理者について、有機農産物のJAS規格で規定する生産の方法に従って有機農産物を生産しているかを確認調査を実施中。（調査対象として450件を予定）

(3) 調査の結果

ア. 平成16年度上半期生鮮食品の表示実施状況調査結果

(7) 小売店舗の表示実施状況調査

全国の小売店舗22,358店舗において

- ・「名称」を全商品に表示していた店舗は17,411店舗（79.9%）、全商品の8割未満にしか表示していなかった店舗は1,286店舗（5.9%）、
- ・「原産地」を全商品に表示していた店舗は15,006店舗（68.9%）、全商品の8割未満にしか表示していなかった店舗は2,333店舗（10.7%）。
- ・米穀を販売していた小売店舗（13,158店舗）のほとんどにおいて、全ての商品に「名称」「原料玄米」「内容量」「精米年月日」「販売者等」を表示。

(4) 中間流通業者の表示実施状況調査

- ・調査した1,647事業所が取り扱っている34,586商品のうち一部の商品に名称又は原産地の表示欠落が見られた事業所は84事業所（5.1%）。

(5) 有機農産物の表示実施状況調査

- ・調査対象店舗（2,613店舗）のうち、不適正な「有機」等の表示がなされていた農産物を販売していたのは78店舗（3.0%）。

イ. 「養殖」表示に関する生鮮魚介類の表示特別調査において、全国の小売店舗3,001店舗、流通業者等1,098カ所、134,968点について調査した結果、不適正な表示が認められたものは、192店舗。

3. 農林水産消費技術センターによる監視・指導及び食品表示の科学的検証技術の確立と活用

(1) 農林水産消費技術センターによる監視の状況

加工食品については、科学的検証が必要であることから、農林水産消費技術センター（以下、「センター」という。）において監視を実施。

また、生鮮食品についても科学的検証が必要なものについては、センターが分析を実施。

ア. 平成16年度加工食品の検査状況

加工食品（5,000件を予定）について、原料原産地表示の確認（DNA分析によるウナギ等の品種判定等）、遺伝子組換え食品の検査（DNA分析による大豆等の組換え体の確認等）、食肉加工品の肉種判別等を実施し、品質表示等が不適正な製造業者に対する指導を行うことにより、加工食品の品質表示の適正化を図る。

イ. 平成16年度上半期加工食品の表示実施状況調査結果

1,845商品のうち、50商品（3.5%）について、遺伝子組換え原料の混入の可能性、原料原産地表示の疑い等が認められた。また、加工食品に義務付けられている表示事項については、190商品（10.3%）に定められた表示方法で表示されない等不適正な表示があった。

ウ. 特別調査における分析

表示特別調査における生鮮魚介類の「養殖」表示、農産物の「無農薬」等農薬・化学肥料に係る表示、「そば（加工品）」の表示についての科学的検証はセンターが実施。

(2) 食品表示の科学的検証技術の確立と活用

センターにおいて、農産物の無機元素による産地判別、加工食品中の遺伝子組換え原料の混入率の測定、DNAを指標とした魚種判別に関する実証研究を行い、監視業務に活用。

4. 消費者の方々の協力を得た監視体制の充実

(1) 食品表示 110番

都道府県による「食品表示 110番（広く国民から食品の表示について情報提供等を受け付けるためのホットライン）」への対応に従事する食品表示指導員の配置に対して支援。

なお、「食品表示 110番」は、全国 65ヶ所の農林水産省関係機関においても設置。

(2) 食品表示ウォッチャー

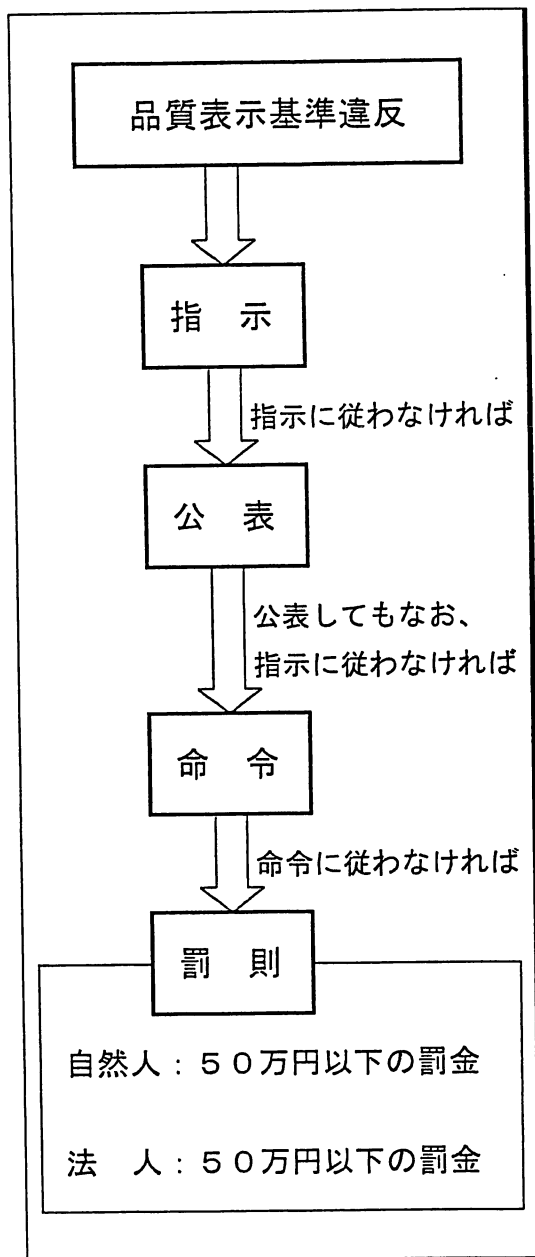
日常の買い物の中で食品表示の状況を点検する「食品表示ウォッチャー」を、平成 16 年度は約 4,100 人に増強（平成 15 年度は約 3,800 人）。「食品表示ウォッチャー」には、委嘱時に研修を実施するほか、委嘱後も適宜食品表示に関する情報提供を実施。

5. 不正表示に対する厳正な対処

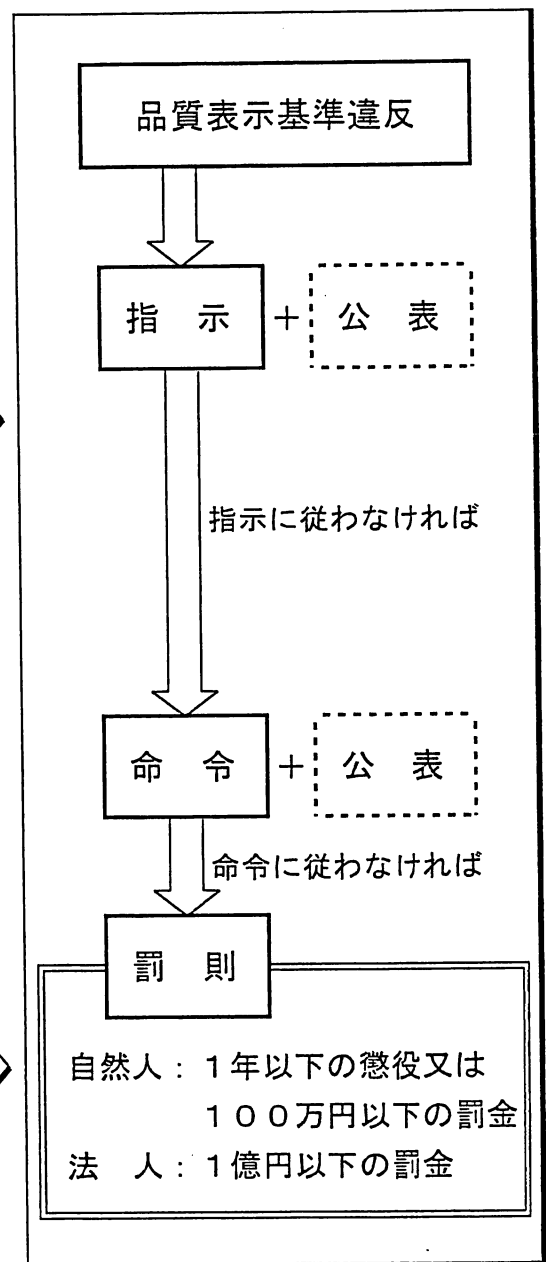
これらの監視においては、必要に応じ都道府県・厚生労働省等の関係行政機関とも連携するとともに、不正表示についての疑義があった場合には、必要に応じ、国、センター等による立入検査等を行い、JAS 法違反を確認の上、指示・公表等の厳正な措置をとっているところ。

品質表示基準に違反した場合のスキーム図

平成14年改正前



現行



○公布の日から起算して20日を
経過した日から施行

(注) 及び で囲んだ部分が今回の改正部分

【これまでの経緯】

昭和45年 品質表示基準制度創設時
平成11年 すべての飲食料品を対象

指示→公表

指示→公表→命令→罰則

(50万円以下の罰金)

ＪＡＳ法に基づく生鮮食品品質表示基準、加工食品品質表示基準に関する
指示の実績（１６年１２月２７日現在）

１．指示件数

	国						都道府県					
	畜産物	農産物	水産物	加工食品	米	合計	畜産物	農産物	水産物	加工食品	米	合計
全体（注）	２３	５	１６	４４	４８	１３６	２８	１４	２０	３１	１１３	２０６
～平成14年	０	０	１	０	２９	３０	０	２	０	１	２７	３０
平成14年分	１６	０	０	２０	７	４３	１７	６	１６	１３	３７	８９
平成15年分	１	１	１	９	８	２０	２	１	２	７	３４	４６
平成16年分	６	４	１４	１５	４	４３	９	５	２	１０	１５	４１

注：生鮮食品品質表示基準の適用された平成１２年７月以降

：国の平成16年分及び全体については、同一事業者に対して同時に水産物及び加工食品、農産物及び加工食品に対する指示を実施したことから、実合計数は２件少ない。

：都道府県の平成16年分及び全体については、同一事業者に対して同時に畜産物及び加工食品に対する指示を実施したことから、実合計数は１件少ない。

２．国が公表したもの（相手方の同意を得て公表したものを含む）

No.	指示年月	対象業者	主な品目	主な違反内容	本社所在地
1	14年 2月	雪印食品	食肉	原産地の偽り	東京
2	〃	雪印食品	調味食肉	原料の原産地の偽り	東京
3	〃	カワイ	食肉	原産地の偽り	香川
4	3月	スターゼン	食肉	名称・原産地の偽り	東京
5	〃	全農チキンフーズ	食肉	原産地の偽り	埼玉
6	4月	全農（滋賀本部）	食肉	原産地無表示	東京
7	〃	東伯振興	食肉	原産地の偽り	鳥取
8	〃	ヒラタ	いり食品	原料の原産地の偽り	岡山
9	〃	丸紅畜産	食肉	原産地の偽り	東京
10	〃	伊達物産	食肉	原産地の偽り	福島
11	〃	丸紅畜産	食肉	原産地の偽り	東京
12	6月	カノー	食肉	原産地の偽り	大阪
13	7月	池利	そうめん	製めん地表示の欠落	奈良
14	〃	三輪そうめん山本	そうめん	製めん地表示の欠落	奈良
15	〃	森井食品	そうめん	製めん地表示の欠落	奈良
16	8月	林兼産業	食肉加工品	原材料の未表示 等	山口
17	〃	日生協	食肉加工品	原材料の未表示 等	東京
18	〃	コープ九州	食肉加工品	原材料の未表示 等	福岡
19	〃	井筒屋醤油	しょうゆ	「特選」表示の偽り	山梨
20	〃	日東ベスト	食肉加工品	原料の原産地の偽り	山形
21	〃	川鉄商事	食肉加工品	原料の原産地の偽り	東京
22	〃	横須賀産業	食肉加工品	原料の原産地の偽り	神奈川
23	〃	明治屋産業	食肉	原産地の偽り	福岡
24	9月	セントラルフーズ	食肉	原産地の偽り	東京
25	10月	西友	食肉	原産地の偽り	東京
26	〃	㈱みやざき	そうめん	製めん地表示の欠落	奈良
27	〃	㈱太田屋	豆腐	「有機」表示の偽り	東京
28	12月	南日本ハム	食肉加工品	原料の原産地の偽り	宮崎
29	〃	南海食品	食肉加工品	原料の原産地の偽り	鹿児島

No.	指示年月	対象業者	主な品目	主な違反内容	本社所在地
30	14年12月	山形屋	食肉加工品	原料の原産地の偽り	鹿児島
31	"	伊藤忠フレッシュ	うなぎ加工品	原料の原産地の偽り	東京
32	"	木徳神糧	精米	未検査米の品種名表示	東京
33	15年1月	全農（福岡本部）	茶製品	原料の原産地の偽り	東京
34	"	マルエツ	まぐろ加工品	原材料表示等の欠落	東京
35	2月	静岡経済連	精米	他品種の混入	静岡
36	"	千歳屋	食肉	原産地の偽り・無表示	福岡
37	"	フクシヨク	精米	他品種の混入	福島
38	"	高島屋ストア	うなぎ加工品	原料の原産地の偽り	大阪
39	"	カノー	うなぎ加工品	原料の原産地の偽り	大阪
40	"	首都圏コープ	調理冷凍食品	原料の原産地の偽り	東京
41	3月	秋田屋	精米	未検査米の品種名表示	東京
42	4月	全農（佐賀園芸）	たまねぎ	原産地の偽り	東京
43	"	木原商事	しじみ等	原産地の偽り 等	千葉
44	5月	㈱木田屋商店	精米	未検査米の品種名表示	千葉
45	"	サンデリカ	米飯加工品	原料の原産地の偽り	東京
46	6月	全農パール東日本	精米	玄米の原産地の偽り	東京
47	"	トーヨー食品	精米	未検査米の品種名表示	和歌山
48	"	ミツハシライス	精米	玄米の原産地の偽り	神奈川
49	9月	㈱食創	精米	精米年月日の偽り	北海道
50	10月	㈱山形屋	うなぎ加工品	原料の原産地の偽り	鹿児島県
51	"	㈱山形屋ストア	うなぎ加工品	原料の原産地の偽り	鹿児島県
52	12月	㈱ニチレイ	総菜	原料の原産地の偽り	東京
53	16年3月	カルフル・ジャパン(株)	食肉	原産地の偽り	東京
54	"	全農パール西日本	精米	表示と異なる原料使用等	大阪
55	"	㈱カツヤ	精米	表示と異なる原料使用等	広島
56	4月	㈱ニッシヨク	食肉	原産地の偽り	大阪
57	5月	きのこ総合センター(株)	乾しいたけ	原産国の偽り	福島
58	"	旭食品(株)	乾しいたけ	原料の原産地の偽り	高知
59	"	浦島海苔(株)	乾しいたけ	原料の原産地の偽り	熊本
60	6月	㈱ゆう美	食肉	品種、原産地の偽り	福岡
61	"	西山寛商事(株)	食肉	原産地の偽り	京都
62	"	コーラルコミュニケーションズ(株)	飲料	原料の原産地の偽り	沖縄
63	"	㈱ニシムタ	あさり	原産地の偽り	鹿児島
64	"	㈱小林食品	食肉	原産地の偽り	福岡
65	"	アクト中食(株)	精米	表示と異なる原料使用等	広島
66	7月	㈱アルタックフーズ	食肉加工品	内容量の偽り 等	大阪
67	"	㈱日本レストランエンタプライズ	調理食品	原材料の一部欠落	東京
68	8月	山眞産業(株)	粉類	原料の原産地の偽り	愛知
69	9月	㈱ローヤル	青果物	原産地の偽り	京都
70	"	日本通運(株)	青果物	原産地の偽り	東京
71	"	㈱松源	辛子明太子	原材料及び加工地の偽り	和歌山
72	"	㈱中村ストア	総菜	原材料名の欠落	長崎
73	"	㈱丸和	水産物	指導に対する不遵守	福岡
74	10月	㈱タカチホ	菓子	原材料に関する誤認表示	長野
75	"	MVM商事(株)	ベビーリーフ	原産地の偽り	兵庫
76	"	アサヒフード・アンド・ヘルスク(株)	ビタミンC食品	内容物を誤認させる表示	東京
77	"	㈱イトーヨーカ堂	生鮮魚介類	原産地の偽り	東京
78	"	㈱魚喜	生鮮魚介類	原産地の偽り	神奈川
79	"	㈱リオン・ドールコーポレーション	生鮮魚介類	原産地の偽り	福島
80	"	㈱ヨークマート	生鮮魚介類	原産地の偽り	東京
81	"	㈱コモディイイダ	生鮮魚介類	原産地の偽り	東京
82	"	㈱ヤオコー	生鮮魚介類	原産地の偽り	埼玉
83	"	㈱三和	生鮮魚介類	原産地の偽り	東京
84	"	㈱ヤスサキ	生鮮魚介類	原産地の偽り	福井
85	"	㈱阪急オアシス	生鮮魚介類	原産地の偽り	兵庫

No.	指示年月	対象業者	主な品目	主な違反内容	本社所在地
86	16年10月	(株)光洋	生鮮魚介類	原産地の偽り	大阪
87	"	(株)なかの	生鮮魚介類	遵守事項の不遵守	福岡
88	"	(株)中山のジャム	ジャム 等	原料の原産地の偽り	長野
89	"	(株)吉野	精米	未検査米の品種表示 等	東京
90	16年11月	(株)長登屋	乾しいたけ	栽培方法の偽り	愛知
91	"	(株)北辰水産	まぐろ	名称の偽り	千葉
			水産加工品	原産国の偽り 等	
92	16年12月	ムソー(株)	小豆 等	原産地の偽り 等	大阪
			乾しいたけ	原料の原産地の偽り 等	
93	"	(株)鳥芳	鶏肉	原産地の偽り	大阪

ＪＡＳ法に基づく生鮮食品品質表示基準、加工食品品質表示基準に関する
命令の実績（１６年２月１６日現在）

全体（生鮮食品品質表示基準の適用された平成１２年７月以降）

No.	指示年月	対象業者	主な品目	主な違反内容	本社所在地
1	16年２月	(有)上州屋	精米	品種名及び産地の偽り	東京

平成16年12月10日
農 林 水 産 省

生鮮食品の小売店舗及び中間流通業者における表示実施状況調査等の結果概要（平成16年度上半期）

農林水産省では、全国の小売店舗で販売されている生鮮食品の品質表示及び有機農産物の表示について、それぞれ表示が適切に行われているかを恒常的に調査しています。また、今年度から、小売店舗が適切な食品表示を行うためには、中間流通業者による小売店舗に対する適切な表示が必要不可欠であることから、中間流通業者が小売店舗に対して行っている表示状況について調査を実施しています。

今回、これらについて平成16年度上半期の結果をとりまとめましたので公表します。

なお、本調査以外にも「養殖」表示に関する生鮮魚介類、「無農薬」等農薬・化学肥料に係る農産物、平成16年産銘柄米及び「そば（加工品）」について特別調査を行っているほか、食品表示110番、食品表示ウォッチャー等を通じて情報が寄せられた個別の案件についての立入検査等を行っています。

これらを通じて不適正な表示が明らかになった場合には指示・公表等厳正な措置を行うこととしています。

調査結果の概要

1. 小売店舗に対する生鮮食品の表示実施状況調査

(1) 米穀を除く農畜水産物

① 販売していた小売店舗（21,790店舗）のうち、

ア「名称」については、

- ・全商品に表示していた店舗は17,411店舗（79.9%）
- ・全商品の8割未満にしか表示していなかった店舗は1,286店舗（5.9%）

イ「原産地」については、

- ・全商品に表示していた店舗は15,006店舗（68.9%）
- ・全商品の8割未満にしか表示していなかった店舗は2,333店舗（10.7%）

② 販売していた商品（3,056,096商品）のうち、

- ・「名称」の表示がなかったものは、35,821商品（1.2%）
- ・「原産地」の表示がなかったものは、84,026商品（2.7%）

(2) 米 穀

① 小売店舗（13,158店舗）で販売していた米穀210,866商品のうち、表示項目のいずれかの項目について欠落があったものは、1,015商品（0.5%）で、主な欠落項目は以下のとおり。

- ・「精米年月日」の表示がなかったものが701商品（0.3%）
- ・「原料玄米」の表示がなかったものが684商品（0.3%）

② 小売店舗において表示欠落があった米穀について、当該小売店舗が表示責任者でない商品については、当該米穀の仕入先である卸売業者等（202事業所）に対し追跡調査を実施。当該事業所において販売していた米穀（2,000商品）のうち、表示項目のいずれかの項目について欠落があったものは、293商品（14.7%）で、主な欠落項目は以下のとおり。

- ・「精米年月日」の表示がなかったものが234商品（11.7%）
 - ・「原料玄米」の表示がなかったものが193商品（9.7%）
- （注）上記のとおり、本追跡調査は、卸売業者等の全体を対象として調査したものではない。

（3）原産地等の表示の真正性の確認

地方農政局及び北海道農政事務所並びに沖縄総合事務局（以下「地方農政局等」という。）が都道府県単位で、毎月、農産・畜産・水産物毎に品目を定め、小売店舗（21,790店舗）において名称・原産地等の表示根拠を仕入伝票、容器・包装等により確認した結果、対象となった60,087商品のうち、

- ・不適正な原産地の表示が見られたのは、26店舗（0.1%）、37商品（0.1%）。
- ・なお、真正性の確認がとれなかったものが456商品（0.8%）。

（4）牛肉の原産地表示等の根拠確認

12,549店舗、208,493商品について確認した結果、不適正な原産地等の表示が見られたのは8店舗（0.06%）、25商品（0.01%）

2. 中間流通業者に対する生鮮食品の表示実施状況調査

（1）調査した中間流通業者1,647事業所が取り扱っている34,586商品のうち、一部の商品に名称又は原産地の表示欠落が見られた事業所は84事業所（5.1%）、660商品（1.9%）。

（2）原産地等の表示の真正性を確認した結果、34,586商品のうち、

- ・確認した商品について不適正な表示は見られなかった。
- ・なお、表示の真正性の確認がとれなかったものが910商品（2.6%）。

3. 有機農産物の表示実施状況調査

（1）「有機」等の表示がされた農産物を販売していた2,613店舗を調査した結果、有機JASマークなしに「有機」等の表示がされていた農産物を販売していたのは、78店舗（3.0%）。

（2）有機JASマークなしに「有機」等の表示がされていた農産物を販売していた店舗のうち、

- ・店頭で「有機」等の表示をする際に有機JASマークの掲示が欠落していたものは、3店舗（全体の0.1%）
- ・有機農産物でない農産物に「有機」等の表示がされていたのは、75店舗（全体の2.9%）。

（3）「有機」等の表示がされていた農産物8,055商品のうち、不適正な表示であった農産物は、125商品（1.6%）。

4. 不適正な表示への対応状況

小売店舗に対する生鮮食品の表示実施状況調査の結果、原産地表示に不適正な表示が認められた2業者に対しJAS法に基づいて指示・公表が行われている。

このほか、不適正表示が認められた場合には、その場で不適正な表示の改善指導を行うとともに、後日、不適正な表示の程度に応じて文書による改善指導を行い、表示責任者からの改善報告の後に改善の状況を確認している。

平成16年10月22日
農 林 水 産 省

「養殖」表示に関する生鮮魚介類の特別調査の実施結果について

生鮮魚介類は、日本の食生活において重要な食材であり、その品質に関する表示に対する消費者の関心も高い状況にあります。このため、平成16年5月～10月にかけて生鮮魚介類の表示に関する特別調査を実施しました。

本特別調査においては、全国の小売店舗及び流通業者等において、

①伝票類の点検等により「名称」や「原産地」、「解凍」、「養殖」といった表示の根拠を確認するとともに、

②先般、(独)農林水産消費技術センターにおいて実用化された代表的な養殖魚についての判別技術を活用して、「養殖」でないことを強調する表示のある生鮮魚介類等について表示が適正なものであるかの確認を行ったところです。

今般、標記の特別調査の結果及びその結果判明した不適正表示事案に対する措置等について、以下のとおり取りまとめを行いましたので、公表します。

〈ポイント〉

1 全国各地の小売店3,001店舗で134,968点の生鮮魚介類を対象に表示状況の調査を行い、仕入伝票の点検等により表示根拠の確認調査を行うとともに、必要に応じ、仕入先である流通業者等1,098ヵ所に対する遡及調査を行った。

更に、「養殖」表示のない魚肉300点について、成分分析を行って商品表示との整合性を確認した。

2 小売店における表示状況調査の結果、のべ528店舗で2,799点の義務表示事項(名称、原産地、解凍、養殖)の欠落が認められた。

また、小売店及び流通業者等において表示根拠の確認を行った結果、192店舗で表示内容が事実と異なる不適正表示の商品が確認された。

3 また、「養殖」表示のない魚肉について行った成分分析の結果を踏まえ、小売店及び流通業者等に任意調査を行ったところ、20店舗の商品で不適正な「天然」表示や「養殖」表示の欠落が確認された。

これらについては、その発生原因や背景等について事実確認を行い、その内容に応じてJAS法に基づく指示等の措置を行っているところである。

問い合わせ：消費・安全局 表示・規格課

担当：大久保、松山

電話：03-3502-8111(内線3288, 3286)

夜間直通：03-3502-7804

平成16年6月29日
農 林 水 産 省

「無農薬」等農薬・化学肥料に係る農産物の表示特別調査の実施について

1 趣旨

近年、消費者の食の安全・安心に対する関心が高まる中で、農産物に付された「無農薬」「無化学肥料」等の表示に対する信頼性の確保が求められているところです。

農林水産省においては、農薬などを全く使わない、あるいは一定程度削減して栽培した農産物の表示の方法等を明確にすることとして、平成15年に「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を改正し、本年4月から生産された農産物に適用しているところです。

この改正後のガイドラインでは、「無農薬」の用語は残留農薬がないとの誤認を与えかねないこと、「減農薬」の用語は削減の比較対象、割合が不明確なことから、表示禁止事項とされています。

また、ガイドラインによらない「無農薬」「無化学肥料」表示についても、仮に、その農産物に農薬や化学肥料が使用されていれば、消費者に優良誤認を与えるものであり、JAS法に基づき定められた「生鮮食品品質表示基準」違反となります。

これらを踏まえ、消費者の表示に対する信頼を確保する観点から、「無農薬」等の表示が付されている農産物を対象に、残留農薬分析を含む「無農薬」等表示の真正性を確認する特別調査を実施します。

2 調査実施機関

- (1) 小売店舗、流通業者及び生産者の調査並びに残留農薬分析用農産物の買い上げ
地方農政局、北海道農政事務所、沖縄総合事務局
- (2) 農産物の残留農薬分析
独立行政法人農林水産消費技術センター（以下「センター」という。）

3 調査店舗数

全国で3,000店程度の小売店舗（百貨店、スーパー、青果物専門店、自然食品店）を対象に「無農薬」等と表示された農産物について調査を実施します。

また、これら店舗に「無農薬」等と表示された農産物を納品している流通業者、生産者に対する調査を実施します。

（注）「無農薬」等の表示とは、農薬や化学肥料を用いず又は削減して栽培した旨を示すと認められる表示をいう。

4 調査内容

「無農薬」等の表示が付された農産物を対象に次の内容の調査を実施するとともに、調査対象店舗に陳列されている全ての農産物を対象に必要な名称、原産地の表示実施率及び表示根拠等の確認を行います。

(1)「無農薬」等の表示の真正性確認

小売店舗、流通業者に対しては、伝票類の点検及び仕入れ・販売量の相互比較により農産物に付された「無農薬」等の表示の真正性を確認します。

生産者に対しては、栽培管理記録、ほ場等の確認を行います。

(2) 残留農薬分析による確認

地方農政局等を通じて全国で300点程度の「無農薬」等のうち農薬を使用していない旨の表示が付された農産物を買上げ、センターにおいて、残留農薬分析を実施します。

なお、農産物の買上げは、店舗に予告することなく行います。

5 調査時期

7月5日（月）から開始し、疑義が生じた場合の追跡調査を除き、9月末日までを目途に実施する予定です。

6 不適正表示への対応

これらの調査の結果、ガイドラインによる表示とうたいながらガイドラインで定める手続・表示方法等に従わず表示を行っている、「無農薬」「無化学肥料」と表示しているにもかかわらず農薬や化学肥料が使用されている等の疑義が生じた場合は、関係都道府県とも連携してJAS法に基づく立入検査等を実施し、不適正表示を行った事実が確認されれば、同法に基づき指示及び業者名の公表を含めた厳正な措置を行います。

7 その他

センターによる残留農薬分析は、本特別調査終了後も必要に応じて行います。

<参 考>

1. 改正後のガイドラインでは、「特別栽培農産物」と表示できる農産物は、化学合成農薬及び化学肥料を共に5割以上節減したものとしています。また、「無農薬」という用語は残留農薬がないとの消費者に誤認を与えかねないこと、「減農薬」の用語は削減の比較対象、割合が不明確なことから、それぞれ表示禁止事項としています。
2. ガイドラインによらないで「無農薬」「無化学肥料」と表示している場合に、仮に、その農産物に農薬や化学肥料が使用されていれば、消費者に優良誤認を与えるものであり、JAS法に基づき定められた「生鮮食品品質表示基準」違反となります。

問い合わせ先：消費・安全局 表示・規格課

食品表示・規格監視室

担 当：二井（ニイ）、大河原、中村

電 話：03-3502-8111(内線3283, 3284)

03-3502-7804(夜間)

平成16年9月27日
農 林 水 産 省

平成16年産銘柄米の特別調査の実施について

1 趣旨

米については、平成15年産米の不作等に起因して「平成15年産新米の特別調査」を実施したところであるが、国民の主食としての位置付け、消費者の銘柄米志向の更なる進行、最近における精米の不正表示の顕在化等を背景に、米の品質表示の真正性の確保に対する消費者の関心は、引き続き高い状況にある。

このため、平成16年度第3回特別調査として銘柄米にかかる特別調査を実施することとし、全国3,000小売店舗を目標に、精米（容器に入れ、又は包装されたものに限る。以下同じ。）における産地品種銘柄等の品質表示状況を確認するとともに、自社とう精した精米を小売販売している小売店（以下「米穀専門店」という。）並びに米穀専門店以外の小売店舗の仕入先である精米卸売業者及び精米販売業者（以下「精米卸売業者等」という。）においては、帳簿等による表示と内容の一致状況及び表示の根拠の確認並びにDNA分析による品種の判別を実施する。

なお、本調査は一部の都道府県と合同で行う予定である。

2 調査時期

平成16年10月から12月まで実施（追跡調査の終了は2月末を目途）

3 調査対象店舗及び調査項目

(1) 小売店舗調査（全国で3,000店舗を目標）

① 量販店（卸売業者等から仕入れた精米のみを小売販売している小売店）

ア 精米の品質表示状況の確認

イ 記載された産地品種銘柄の確認

② 米穀専門店等（自社とう精した精米を小売販売している小売店）

ア 精米の品質表示状況の確認

イ 記載された産地品種銘柄の確認

ウ 帳簿等による表示と内容の一致及び根拠の確認

(2) 精米卸売業者調査（(1)の①の量販店に精米を納入している業者）

ア 精米の品質表示状況の確認

イ 記載された産地品種銘柄の確認

ウ 帳簿等による表示と内容の一致及び根拠の確認

4 調査実施機関等

- (1) 小売店、精米卸売業者等調査及び分析用精米の買上げ
地方農政局、北海道農政事務所、沖縄総合事務局（及び一部都道府県）
- (2) DNA分析による品種の判別
民間分析機関

5 対象商品

- (1) 精米の品質表示状況の確認及び記載された産地品種銘柄の確認
調査当日に販売又は製造する全ての商品とする。
- (2) 帳簿等による表示と内容の一致
平成16年産の「コシヒカリ」、「あきたこまち」、「ひとめぼれ」、「ヒノヒカリ」、「はえぬき」、「キヌヒカリ」、「ササニシキ」、「ハナエチゼン」、「日本晴」及び「ミルキークイーン」（以下「選定品種」という。）を原料に用いた商品とする。
なお、都道府県との協議により上記の品種選定に当該都道府県が調査を必要と考える品種を加えて調査を実施することは差し支えないこととする。
- (3) DNA分析による品種の判別
選定品種について行う（全国で650点程度）。

6 不適正表示への対応

これらの調査の結果、不適正な表示が認められた場合及び異品種混入の疑義が認められた場合には、関係都道府県とも連携してJAS法に基づく立入検査等を実施し、必要な行政措置をとる。

問い合わせ：消費・安全局 表示・規格課 食品表示・規格監視室 担 当：小笠原、原田 電 話：03-3502-8111（内線3290、3286） 夜 間 直 通：03-3502-7804（直通）
--

「そば（加工品）」の表示に関する特別調査の実施について

1 趣旨

「そば」については、古くから国民に親しまれているところですが、昨今の健康志向から低カロリーな食品であることやルチンを含む点が評価される等、手軽さと相まって広く国民に食されています。

そば加工品は、そば粉につなぎを混ぜてつくるものがあるため、そば加工品に表記されているそばの使用割合について消費者の関心も高いところです。

一方、任意表示で書かれている地名を表す用語が原料そばの産地なのか、そば粉の生産地なのか、製麺地なのかが明確でないものも見られます。

このため、そば加工品について表示状況を確認するとともに、そばの使用割合が明記されているそば加工品等について当該商品を買上げ、独立行政法人農林水産消費技術センターによる分析を行い、さらに製造業者に対し表示根拠等の確認調査を実施します。

2 調査実施機関

地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局、独立行政法人農林水産消費技術センター（以下「センター」という。）

3 調査対象及び調査内容

（1）小売店舗調査（全国で3,000店舗程度）

そば加工品（そば粉及び乾めん、生めん、半生めん、茹でめん）を販売する量販店等小売店舗において、調査当日に販売されているそば加工品について、一括表示及び任意表示の状況を調査します。

（2）分析及び製造業者等調査

そば使用量を表示しているそば加工品について分析するとともに製造業者等に対し表示根拠等の確認調査を実施します。

4 調査時期

12月1日（水）から店舗調査を開始し製造業者等への調査も含め年度内に実施する予定です。

5 不適正表示への対応

これら調査の結果、不適正な表示が認められた場合には、関係都道府県とも連携してJAS法に基づき指示及び業者名の公表を含めた厳正な措置を行います。

6 その他

センターによる科学的な分析は、本調査終了後も必要に応じて行います。

問い合わせ先：消費・安全局 表示・規格課

食品表示・規格監視室

担 当：大久保、船田、倉田

電 話：03-3502-8111

(内線 3288, 3292, 3289)

03-3502-7804 (夜間)



加工食品の表示実施状況調査の結果概要（平成16年度上半期）

独立行政法人農林水産消費技術センターでは、加工食品について、品質特性に係る成分分析等により、JAS法に基づく品質表示基準に定める表示が適切に行われているかどうかを恒常的に調査しています。

また、食品表示110番に寄せられた情報及び食品表示ウォッチャーから報告のあった情報に係る案件について、JAS法に基づく表示が適切に行われているかの調査を必要に応じて実施しています。

これらのうち、平成16年度上半期（4～9月）の調査結果を取りまとめましたので、公表します。

なお、農林水産消費技術センターでは今年度農林水産省が実施した生鮮魚介類等の養殖表示や農産物の無農薬表示の特別調査において技術的な協力を行っています。その結果及び上記調査の結果において個別に対応が必要とされる案件については、農林水産省と協議し立入検査等を行っています。

これらを通じて不適正な表示が明らかになった場合には、指示・公表等厳正な措置がなされることとなります。

1 調査概要

（1）実施機関：独立行政法人農林水産消費技術センター

（2）調査実施時期：平成16年4月～9月

（3）調査実施商品数：1,845商品

（4）調査内容

① 加工食品の品質特性に係る成分分析の内容

- ・偽和鑑別（注）：食肉加工品の肉種鑑別、蜂蜜の糖組成、植物油脂の脂肪酸組成等
- ・安全性に係る分析：食品添加物の使用の有無、食品中の油脂の酸価及び過酸化価等
- ・遺伝子組換え食品の検査：DNA分析による大豆等の組換え体の確認
- ・原料原産地表示の確認検査：DNA分析によるうなぎ等の品種の判定等
- ・表示数値の確認分析：食酢の酸度、塩蔵わかめの食塩分、魚肉練り製品のでんぷん含有率等
- ・名称表示の確認分析：ウスターソース類・ドレッシング類の粘度、しょうゆのレブリン酸等

（注）偽和とは、加工食品の製造過程において、例えば安価な異種原料の混合や水増しを行い、食品の純正性を失わせること。

② 「名称」「原材料名」「内容量」「賞味期限」「保存方法」「製造業者等の氏名又は名称及び住所」等の加工食品に義務付けられている表示事項の表示実施状況

2 調査結果

（1）加工食品の品質特性に係る成分分析による調査

1,845商品のうち1,439商品について品質特性に係る成分分析の検査を実施した結果、50商品（3.5%）に不適正が認められた。

これらの調査結果の内訳は以下のとおりであった。

- ① 偽和鑑別は373商品実施し、表示に不適正が確認されたものはなかった。
- ② 安全性に係る分析は552商品実施し、表示に不適正が確認されたものは9商品（1.6%）であった。

- ③ 遺伝子組換え食品の検査は117商品実施し、遺伝子組換え原料の混入の可能性があったものは37商品（31.6％）であり、そのうち32商品については分別生産流通管理が行われていたことを確認（注）し、5商品については調査中である。

（注）現実の農産物及び加工食品の取引の実態として、分別生産流通管理を適切に行うことにより、最大限の努力をもって非遺伝子組換え農産物を分別しようとした場合でも、その完全な分別は困難であり、遺伝子組換えのものが最大で5％程度混入する可能性は否定できないことから、我が国では、分別生産流通管理が適切に行われていれば、大豆及びとうもろこしについて、5％以下の意図せざる混入をやむを得ないものと認めています。

- ④ 原料原産地表示の確認検査は256商品実施し、表示に疑いがあったものは1商品（0.4％）であった。
- ⑤ 表示数値の確認分析は1,439商品実施し、表示値と分析値の異なるものは36商品（2.5％）であった。
- ⑥ 名称表示の確認分析は106商品実施し、適切な名称でなかったものは4商品（3.8％）であった。

（2）加工食品に義務付けられている表示事項の表示実施状況

1,845商品について表示実施状況を調査した結果、定められた表示方法で表示されていない等不適正な表示があったものは190商品（10.3％）であった。
その内容は以下のとおりであった。

- ① 定められた事項を一括して表示すべきところを、表示事項が散在している等表示の方法及び内容が基準に合致していなかったもの： 58商品（3.1％）
- ② 原材料の表示において、使用した全ての原材料を重量の多い順番に表示すべきところを異なる順番で表示していた、使用していた原材料の表示が欠落していた等表示の方法が不適正であったもの： 37商品（2.0％）
- ③ 内容量の表示において、「重量」で表示すべきところを「本数」で表示していた等表示の方法が不適正であったもの、又は表示された内容量と実際の内容量が異なっていたもの： 14商品（0.8％）
- ④ 賞味期限の表示において、記載箇所が明記されていない、表示内容が不明瞭であったもの等表示の方法が不適正であったもの： 11商品（0.6％）
- ⑤ 表示が禁止されている「天然」等の表示、又は「有機食品」であると誤認を与える表示がされていたもの： 35商品（1.9％）
- ⑥ 個別に品質表示基準が定められている品目に該当する820商品について、一括表示外に記載すべき用語が欠落している、原料原産地表示の欠落など、基準どおり表示されていないなかったもの： 57商品（7.0％）

3 表示不適正に対する対応状況

分析等の結果、確認された表示不適正については、文書による指導を行い改善報告を求め、改善された表示の確認を行っているほか、表示不適正の内容によっては農林水産省と協議の上、立入検査等を実施することとしている。

問い合わせ先：独立行政法人農林水産消費技術センター
技術指導部 表示指導課
担 当：大木、足立
電 話：048-600-2383（直通）

食品表示110番の実績について

1. 食品表示110番の開設(平成14年2月15日)以降、合計23,268件の問合せがあった。なお、昨年12月分(12月1日から12月31日)では、1,275件の問合せがあった。
2. 問合せのあった23,268件の内訳は以下のとおり。

(1) 品目別内訳

- ・ 生鮮食品 5,289件 [23%]

{	うち食肉	1,724件
	青果物	1,674件
	水産物	1,414件
	生鮮食品全般	477件
- ・ 加工食品 9,353件 [40%] (うち食肉加工品 413件)
- ・ 米 麦 6,430件 [28%] (うち精米 5,791件)
- ・ その他 2,196件 [9%]

(2) 寄せられた意見の例

- ・ 輸入水産物の原産地表示は輸入国名ではなく、漁獲した水域名とすべき。
- ・ 精米の精米年月日の表示は賞味期限表示にすべき。
- ・ 黒毛牛の表示は紛らわしいので取り締まるべき。
- ・ 加工食品は、賞味期限表示に加えて製造年月日表示を追加すべき。

食品表示ウォッチャーについて

(平成16年12月10日現在)

1 趣 旨

買い物等消費者の日常活動を活用した食品表示の継続的なモニタリングと不適正な食品表示に関する情報提供を通じて、食品表示の適正化を推進することを目的に14年度から設置されました。

2 設置者

食品表示ウォッチャーは、その設置者により

- ① 農林水産省が社団法人農林規格協会（JAS協会）に委託して全国レベルで設置する中央ウォッチャー
- ② 都道府県が農林水産省の助成を受けて設置する都道府県ウォッチャーの2種類に分かれます。

3 活動内容

食品表示ウォッチャーの活動は次のとおりです。

① 食品の品質表示状況のモニター

店頭における食品表示の状況を日常的にモニターするとともに、その状況等を定期的に報告します。

なお、モニターする販売店の仕分けは次のとおりです。

・中央ウォッチャー

大手量販店など複数の都道府県に店舗展開している業者を中心にモニターします。

・都道府県ウォッチャー

専門小売店など都道府県のみに店舗展開している業者を中心にモニターします。

② 不適正な食品表示に関する情報提供

不適正な食品表示に関する情報を入手した場合には、独立行政法人農林水産消費技術センター、地方農政局、都道府県等の行政機関に情報提供を行います。

4 活動状況

① 中央ウォッチャー

公募、食料品消費モニターからの公募及び消費者団体のからの推薦と併せて47都道府県の約500名の消費者の方々に委嘱しています。

② 都道府県ウォッチャー

38都府県で約3,600名の消費者の方々に委嘱しています。

青森県	96名	岩手県	100名
宮城県	40名	秋田県	100名
山形県	86名	福島県	60名
茨城県	100名	栃木県	110名
群馬県	211名	埼玉県	48名
千葉県	55名	東京都	191名
山梨県	140名	静岡県	84名
富山県	40名	石川県	100名
福井県	120名	新潟県	60名
愛知県	150名	岐阜県	130名
三重県	85名	奈良県	30名
和歌山県	40名	大阪府	319名
鳥取県	27名	岡山県	100名
山口県	50名	徳島県	80名
香川県	65名	愛媛県	146名
高知県	19名	福岡県	50名
佐賀県	100名	熊本県	216名
大分県	100名	宮崎県	50名
鹿児島県	20名	沖縄県	30名

厚生労働省薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
表示部会食品表示調査会及び
農林水産省農林物資規格調査会表示小委員会の
共同開催要領
(食品の表示に関する共同会議開催要領)

厚生労働省薬事・食品衛生審議会
食品衛生分科会表示部会食品表示調査会
農林水産省農林物資規格調査会表示小委員会

第1 趣旨

食品衛生法に関する審議会（調査会）及びJAS法に関する調査会（小委員会）の共同で、食品の表示に関する共同会議（以下「共同会議」という。）を開催し、食品衛生法及びJAS法に共通する表示項目、表示方法等について調査審議する。

第2 調査審議主体

厚生労働省薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会表示部会食品表示調査会及び農林水産省農林物資規格調査会表示小委員会の共同開催とする。

第3 調査審議事項

- 1 食品衛生法及びJAS法に共通する表示項目、表示方法
- 2 その他食品の表示に関する事項

第4 座長

- 1 共同会議には、座長及び座長代理を置く。
- 2 座長は、委員の互選によって選任し、座長代理は、委員のうちから座長が指名する。
- 3 座長は、共同会議を統括する。
- 4 座長代理は、座長を補佐するとともに、座長に事故があるときには、その職務を代理する。

第5 運営

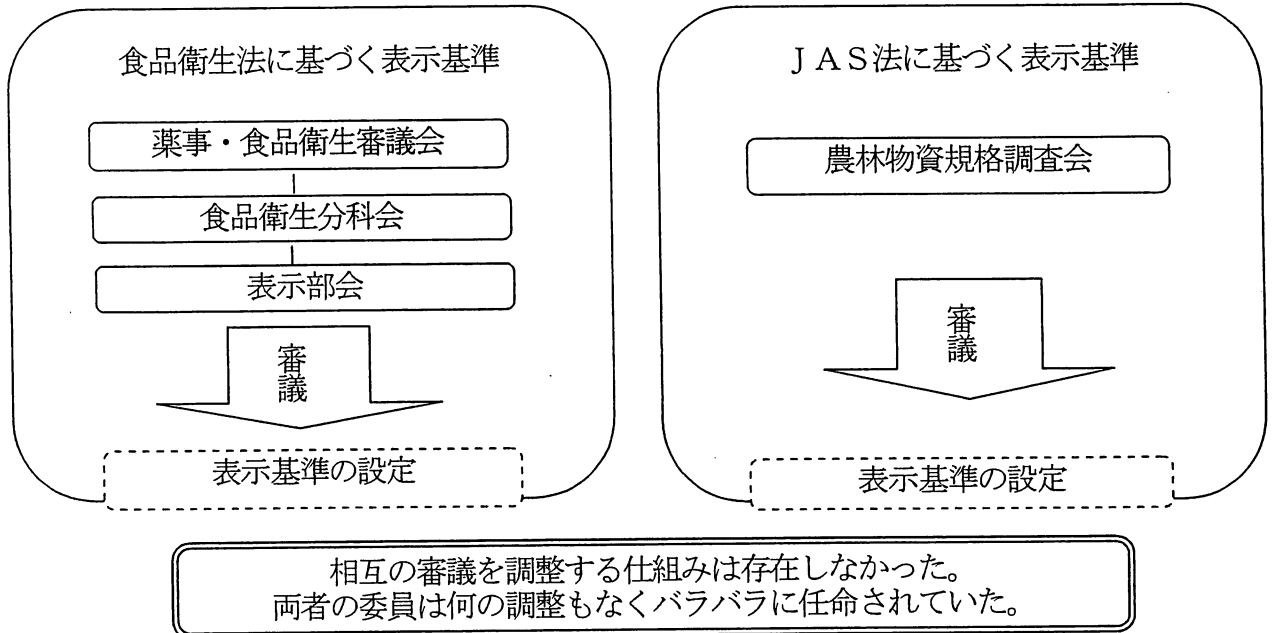
- 1 共同会議の運営については、次のとおりとする。
 - (1) 会議は公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の個人若しくは団体に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、座長は、会議を非公開とすることができる。
 - (2) 会議の資料は、会議の終了後、ホームページ等により公表する。
 - (3) 会議の議事概要については、会議の終了後、座長の了解を得た上で、ホームページ等により公表する。
- 2 共同会議には議決権はなく、共同会議における調査審議の結果は、厚生労働省薬事・食品衛生審議会の権限に属する事項については厚生労働省薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会表示部会に、農林水産省農林物資規格調査会の権限に属する事項については農林水産省農林物資規格調査会に、座長又は座長が指名するものが、それぞれ報告するものとする。

第6 その他

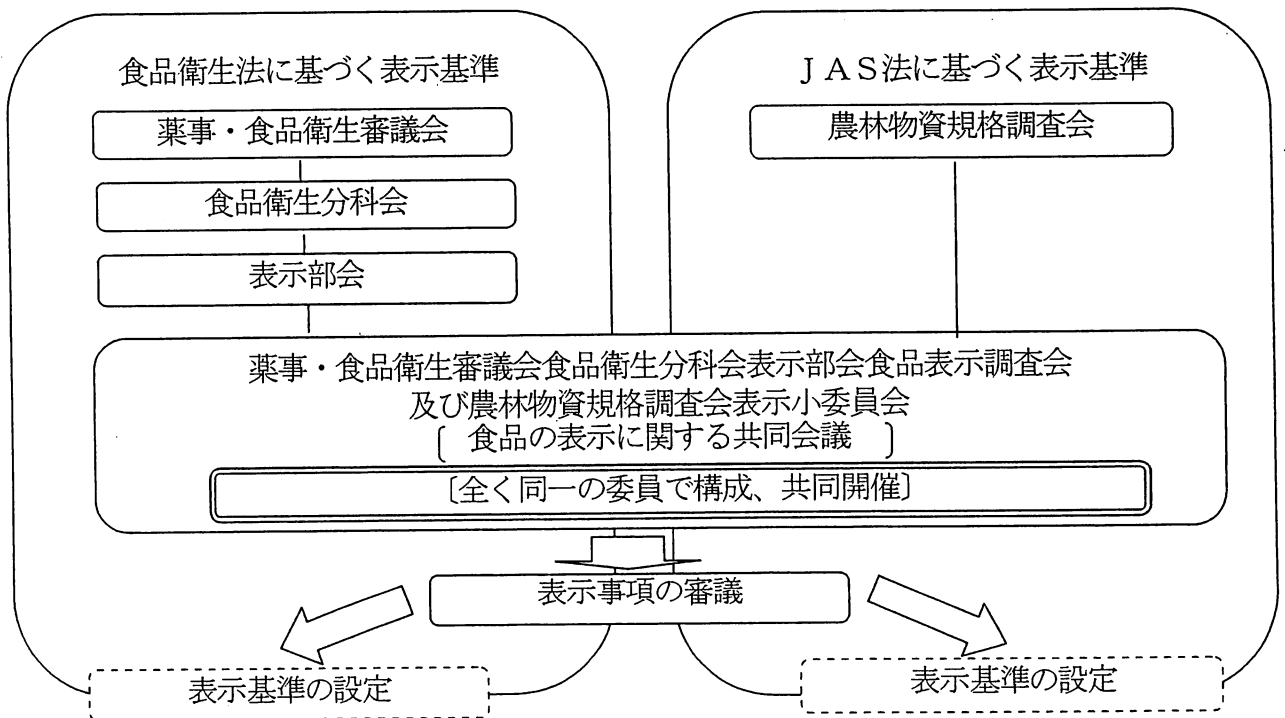
- 1 共同会議では、調査審議の必要に応じ、専門家の意見を聞くことが出来る。
- 2 共同会議の庶務は、厚生労働省医薬局食品保健部企画課と農林水産省総合食料局品質課が共同で行う。

共同会議のイメージ

○ これまでの審議体制



○ 共同会議における審議体制



厚生労働省薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会表示部会食品表示
調査会及び農林水産省農林物資規格調査会表示小委員会委員名簿
(食品の表示に関する共同会議委員名簿)

いたくら ゆかこ 独立行政法人国民生活センター商品テスト部調査役
板倉 ゆか子

うえたに りつこ (財)日本食生活協会指導部長
上谷 律子

おがさわら しょういち 日本チェーンストア協会常務理事
小笠原 荘一

おきたに あきひろ 日本獣医畜産大学教授
沖谷 明紘

おくの かずお 全国農業協同組合連合会コンプライアンス・業務監査部次長
奥野 和雄

かどま ひろし (財)食品産業センター企画調査部長
門間 裕

かんだ としこ 全国消費者団体連絡会事務局長
神田 敏子

ながの みさこ 東京都多摩立川保健所長
長野 みさ子

まいたに たみお 国立医薬品食品衛生研究所食品部長
米谷 民雄

ますだ あつこ プロデューサー
増田 淳子

まるい えいじ 順天堂大学医学部教授
丸井 英二

わたなべ しゅういち 日本生活協同組合連合会テストキッチン・表示企画室長
渡邊 秀一

(五十音順、敬称略)

5 J A S制度のあり方検討会

J A S制度のあり方検討会開催要領

農林水産省消費・安全局

第1 趣旨

- 1 行政改革大綱に基づく「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(14年3月閣議決定)において、J A S規格について、行政の裁量の余地のない形で国により登録された公正・中立な第三者機関が製造業者の認定等を行うこととされていることを踏まえ、認証制度の今後のあり方について検討を行う必要がある。
- 2 一方、①「食の安全・安心のための政策大綱」において新しいニーズに対応したJ A S規格の制定を進めることとされていること、②不正表示事件の多発により消費者の関心が高まる中で、より信頼される食品表示を目指していくための方策を検討する必要があることから、J A S規格の今後のあり方について、品質表示制度との関係も踏まえながら検討を行う必要がある。
- 3 このため、新たなJ A S制度のあり方を検討することを目的に、農林水産省消費・安全局長の検討会を開催することとする。

第2 検討事項

次の事項について順次検討を行う(なお、既存のJ A S規格や品質表示基準の見直しについては、J A S調査会や食品の表示に関する共同会議において引き続き検討を進める)。

- 1 行政改革への対応方向の検討
- 2 新たなJ A S規格・認証制度のあり方の検討
- 3 その他

第3 構成

検討会は、別紙に掲げる者をもって構成する。

第4 座長

- 1 検討会に座長及び座長代理を置く。
- 2 座長は、委員の互選によって選任し、座長代理は、委員のうちから座長が指名する。
- 3 座長は、検討会を統括する。
- 4 座長代理は、座長を補佐するとともに、座長に事故があるときには、その職務を代理する。

第5 運営

- 1 検討会の運営については、次のとおりとする。
 - (1) 会議は公開とする。
 - (2) 会議の資料は、会議の終了後、ホームページ等により公表する。
 - (3) 会議の議事概要については、会議の終了後、座長の了解を得た上で、ホームページ等により公表する。
- 2 座長は、上記によりがたい場合が生じた時には、検討会の了承を得て、その取扱いを決定するものとする。

J A S 制度のあり方検討会の検討経過

第1回 平成15年10月1日

- ・ 座長の選任について
- ・ 現行 J A S 法の規格・表示制度について
- ・ J A S 法を巡る現状と課題について

第2回 平成15年11月13日

- ・ 第1回検討会で委員から出された意見の整理
- ・ J A S 規格を巡る現状の紹介
- ・ 「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」に係る J A S 制度の対応方向について

第3回 平成15年12月12日

- ・ 第2回検討会で委員から出された意見の整理
- ・ 「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」に係る J A S 制度の対応方向について

第4回 平成16年1月28日

- ・ 第3回検討会で委員から出された意見の整理
- ・ J A S 規格制度の今後のあり方について

第5回 平成16年3月16日

- ・ 第4回検討会で委員から出された意見の整理
- ・ J A S 規格制度の今後の展開方向について

第6回 平成16年4月16日

- ・ 第5回検討会で委員から出された意見の整理
- ・ 品質表示の適正化に向けた J A S 制度の対応方向
- ・ 登録外国認定機関の登録に係る同等性要件について

第7回 平成16年5月19日

- ・ 第6回検討会で委員から出された意見の整理
- ・ J A S 制度のあり方検討会 中間取りまとめ（案）について

第8回 平成16年6月29日

- ・ 第7回検討会で委員から出された意見の整理
- ・ J A S 制度のあり方検討会 中間取りまとめ（案）について

第9回 平成16年10月26日

- ・ J A S 制度のあり方検討会 最終報告（案）について

JAS制度のあり方検討会 最終報告のポイント

～食と暮らしの安全・安心に資する21世紀のJAS制度を目指して～

－現 状－

－展開方向－

1. JAS規格（任意）のあり方 ～消費者ニーズに対応したJAS規格の制定～

○ JAS規格・マークが示す内容が不明確



○ 個々のJAS規格について、①製品の特徴を明確化した「特色規格」か、②取引の合理化等の観点から標準となる定義・品質を示した「標準規格」かを明らかにした上で、制定・見直し

○ JAS規格の内容は、「成分」や「生産」に関する基準に限定
○ 食品に関する情報開示を促進する必要性



○ 「流通」の方法に関する基準もJAS規格に取り込むなど、消費者への積極的な情報公開に資するJAS規格を検討

2. JAS規格の認証のあり方 ～行政改革の流れに対応した信頼される認証制度の整備～

○ 登録認定機関が、大臣の代行補助として事業者を認定



○ 大臣の代行ではない「民間機関」として事業者を認定

○ 登録認定機関に対する国の関与は事前チェックが中心（事前の厳格な認可）



○ 事後チェック体制を整備（事前の届出+違反時における厳格な事後的処分）

○ 認定を受けない一般事業者も製品のサンプル検査を受けるだけでJASマークの貼付が可能



○ 認定を受けた事業者がJASマークを貼付する制度に原則として一本化し、問題発生時に事業者の責任を問う仕組みへ

○ 外国の認定機関の登録は、当該国と我が国との間の制度同等性が必要



○ ISOの国際基準により登録審査を行い、制度同等性の要件は廃止

3. 品質表示基準（義務）のあり方 ～わかりやすく信頼される表示制度の充実～

○ 全ての食品に適用される一般的な表示ルールに加え、特定の食品のみ厳格な名称規制を含む個別品目の表示ルールが存在



○ 個別品目の表示ルールの必要性を精査し、一般的な表示ルールへの整理統合の可能性を検討
○ 消費者に重大な誤認が生じる場合のみ、個別品目の厳格な名称規制を存続

○ 食品に貼付する文字としての表示が規制の中心



○ インターネット販売、カタログ販売等における表示規制のあり方を検討

○ 表示の根拠書類保持は不要



○ 表示の根拠書類保持を義務付け

※この資料は、「最終報告」を基に、事務局において作成したものである。